

# 倶楽部たより

2023年8月

つるま法律倶楽部

## 残暑お見舞い申し上げます



「大塚国際美術館と二十四の瞳でおなじみの小豆島の旅」  
5月27日～29日。旅行記は7頁に掲載



「つるま法律倶楽部 納涼寄席」  
7月30日 35名参加

つるま法律倶楽部は、今年33周年を迎えました。

ひとえに皆様方のお力添えによるものと、深く感謝申し上げます。コロナ禍の影響で30周年記念の会は流れ、バス旅行など、行事も行えませんでした。昨年よりバス旅行、低山歩こう会なども再開し、今夏は、初めて寄席を開催しました。寄席は、多くの方に参加いただき大いに盛り上がりしました。懐かしい面々も見られ、懇親会では、皆さんの近況も聞く事が出来ました。

時も33年経てば、人も年輪を重ねます。この間、支え合い心豊かに生活したいと、権利擁護の団体も立ち上げました。今後とも皆様で支え合いながら、楽しく倶楽部の活動を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

倶楽部世話人 仲野 丘人



「夏の法廷見学」7月28日

## 第17回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

「STOP 新たな戦前」～つながろう 平和な未来を私たちの手で

日時：9月30日(土) 11時30分～16時

場所：名古屋市公会堂 4階ホール(鶴舞公園内)

- 第1部：11時30分 開場 フロア企画(展示・洋服交換会)
- 第2部：12時30分 ステージ企画(マジック、トーンチャイム、保母うた)
- 第3部：13時45分 金平 茂紀さん講演～「新しい戦前」でどう生きるか(かねひら しげのり  
ジャーナリスト、TBS報道特集特任キャスター)



※詳細は同封のチラシをご覧ください。

※つるま法律倶楽部会員は参加費500円のところを300円で入場いただけます。  
当日「つるま法律倶楽部会員受付」においでください。ご家族も同様に対応します。  
お待ちしております。

## 『最近の相談から』

## ◇信号無視による交通事故の過失割合、損害の評価

双方が信号無視であれば、基本的に過失割合は5：5です。あなたに若干の法定速度違反があればあなたの過失割合の加重要素になり得ます。しかしドライブレコーダーや事故現場写真を見ると、どうやら相手は右折専用レーンを直進して交差点に進入したようで、双方に過失加重要素があります。過失割合5：5で示談を進めました。

車両損の評価は、事故時の時価額と修理費用額を比較した低い方となります。相手方保険会社は約25万円と評価しました。しかし判例に従った算出法を採ると約46万円になります。結局約46万円で和解できました。

保険会社は支払保険金が低めになるような主張しがちです。交通事故に遇われたら、一度、弁護士に相談されることをお勧めします。(安井)

## ◇高齢者の不可解な支払

緊急の相談で日曜に赴くと、高齢者の方が自宅を訪問した業者に対し自宅修理のために現金100万円を支払ってしまったといいます。契約書も領収書もなく、雑な見積書があるだけ。さらに事情を聞くと、自宅に不具合はないが、その可能性があると業者が言ったから100万円を支払ったといいます。やや知的低下が進行しているように見受けられます。

直ちに業者に対し、「詐欺または錯誤により契約を取り消す。支払った金員を返還せよ」と通知しました。業者は最初の1回だけ電話に出ましたが、次からは電話に出なくなってしまいました。金員返還請求訴訟を準備中です。

併せて、同様の被害を防ぐため保佐開始申立を準備しています。保佐人が付けば事前に契約をチ

ェックしたり事後的に契約を取り消したりできるのです。

最近、押しかけ屋根修理業者、商品購入勧誘、投資勧誘など、高齢者を狙った悪徳業者が横行しています。くれぐれも簡単に契約をせず、弁護士に相談して下さい。(石塚)

## ◇築30年のワンルームマンション

若い頃、投資用ワンルームマンションを買いました。最近、サブリース業者から一方的な賃料減額の通知を受け、高額な修繕費の支払を求められるようになり、赤字状態です。手離したいと思いました。そこへ東京の不動産業者がやってきて、あれこれ言われた私は結局、マンションを20万円で売る契約をしてしまいました。後で他の不動産業者に聞くと適正価格は200万円程度だそうです。また別業者から220万円で買うと申し入れがありました。

この場合、契約価格と適正価格はおよそ10倍ほどの乖離があります。この契約は、あなたの無知、窮状につけ込んだ不正・不公平な取引行為であり、公序良俗に反する暴利行為といふべきですから、民法90条によって無効となります。契約の履行に応じる必要はありません。

なお不動産市況、法令や契約条項にうとい一般人が不動産投資に手を出すことは危険です。十分ご注意下さい。(小島)



# 『ビジネスと人権に関する指導原則』の補

弁護士 小島 高志

前号で『ビジネスと人権に関する指導原則』（2011年国連人権理事会）に触れました。

ジャニーズ事務所（故ジャニー喜多川）の性的虐待が明るみになっている。深刻であり、それがジャニーズビジネスの一環をなしていたようだ。これらは周囲の多くに（マスメディアを含む）知られていたらしい。

騒動に山下達郎がちん入してコメントを發した。「私自身がそれについて知っていることが何もない以上、コメントの出しようがありません。」

「私が、一個人、一ミュージシャンとして、ジャニーさんへのご恩を忘れないことや、ジャニーさんのプロデューサーとしての才能を認めることと、社会的・倫理的な意味での性加害を容認することとは、全くの別問題だと考えております。」「この様な私の姿勢を『忖度』あるいは『長いものに巻かれている』と解釈されるのであれば、それでもかまいません。きっとそういう方々には、私の音楽は不要でしょう。」と。要するに、ジャニーズ事務所を礼讃し、そのビジネス手法を切り離し、問題を後退させている。このコメントは問題点が浮き彫りにした。芸能界の特殊性を考慮しても、国際基準からみれば山下氏のコメントはアウトだ。

自分の作品を不要とする発言は開き直りの挑発

でさえある。

前号で触れたナイキ事件を思い起こそう。ジャニーズ事務所が真摯な反省、体質改善、明確な防止対策を社会に示さない限り、市場から排除する動きに遇って当然といえよう。既にその動きはいくつも出ている。クリスマスで山下達郎の『クリスマス・イブ』（～雨は夜更け過ぎに雪へと変わるだろう～）を聞く機会が減るかもしれない。

本年7月、国連の「ビジネスと人権作業部会」が訪日し、ジャニーズ事務所ビジネスにおける虐待、外国人労働者等に関し、聞き取り調査を行っている。もともと作業部会は定期的審査を行っており、今年も日本における人権状況について300を超える勧告が出されたという。わが国の人権状況は悪化を続けている。今回の国際的調査に期待する。

数々の不正を行っていたビッグモーターも著しい人権侵害の上に成り立っていた。なぜこれほどの不正と人道違反のブラック企業が巨大化しえたのか。損保会社との癒着もあったからだろうか。その他の著名大企業はどうか。現代日本は非常に深刻な病を抱えていると思われる。

## マイナンバーカード考

弁護士 石塚 徹

1 岸田内閣の支持率低下が始まった。別人の情報が誤登録されるなどのマイナンバーカードの不祥事が原因ではないかとマスコミではささやかれている。この不祥事に対しては、政府の個人情報保護委員会という独立行政委員会がデジタル庁に立入検査をするという異例の事態になった。また、来年秋の健康保険証の廃止が強い反発

を受けている。国民皆保険の下でマイナンバーカードがない人が保険の診療が受けられないとなったら大パニックである。そこで、政府はマイナンバーカードのない人には「資格確認証」を發行すると言い出した。しかし、それだと保険証を廃止する必要がなくなる。とんだジレンマに陥ったものだ。

2 そもそも、なぜマイナンバーなのか。それは、マイナンバーカードに紐付けされる情報を見るとわかる。健康保険証、運転免許証、母子手帳、公務員の庁舎等への入館証、飲んでいる薬、年金額、銀行口座、学校の成績・・・等々、それらが全て政府が管理する「マイナポータル」に集められる。マイナポータルは4桁の暗証番号があればアクセスできるので、企業でも利用可能となる。

国民は、この危険をなんとなく感じているのではないか。だから、2万円のマイナポイントをあげるよという甘い誘いにもかかわらず、カードの取得者は7割程度に止まったままだ。

3 マイナンバーカードに群がり甘い蜜を吸う企業が、自民党に多額の政治献金をしているとの報道が走った。ああやっぱりか、と思う。それらの企業には多くの官僚が天下って再就職をしている。国民の個人情報を餌に儲けをむさぼ

る企業と元官僚達。日本の政治の悪臭がここでも紛々である。

4 今や、国民は銀行カード、ETCカード、スーパーマーケットのカードなどカード漬け。そこにLINEやフェイスブックの利用などが広がって、世界中の人の個人情報が丸裸になっていることを知る必要がある。エドワード・スノーデンの告発を今こそ受け止めるべきであろう。

5 マイナンバーカードに疑問を持ったら自主返納をおすすめする。カードなんかなくても何も怖くない。

最後に、「堤未果のショック・ドクトリン」(幻冬舎新書)をおすすめする。



## 母校で講演をしてきました

弁護士 安井 一大

2023年7月5日、母校である愛知県立瑞陵高等学校で、講演をしてきました。瑞陵高校では毎年、高校1年生に向けて、職業人講演会という講演会を開いています。これは、様々な分野で仕事をしている瑞陵高校のOBその他の方が講師として招かれて講演をし、高校生の将来の進路の参考にしてもらおう、という機会です。私も今年で7回目の担当となりました。

講演では、まず、簡単に自己紹介をしてから、基本的人権を擁護して社会正義を実現するという弁護士の使命を示し、仕事をするに当たっての根本的な考え方を知ってもらいます。また、わざわざ使命が法律に書いてあるというのは、それだけ重要なことであるとも伝えます。その上で、実際に私が担当した事件をベースに作成した事案について、高校生の皆さんに検討して

もらうことを通じて、簡単にではありますが弁護士の仕事を体験してもらいます。事案検討の最後には、導いた結論は弁護士の使命とどう関係するかを、考えるようにしています。毎年、熱心に取り組んでくれて、生徒達がどのような回答をしてくれるかも楽しみです。



また、最後に、高校からの要望もあり、必ず、「今の高校生にどんな生き方を望むか」をテーマに話をします。その中で私は、「自分の声を



素直に聞く」、「(何事も)本気でやる」というのを必ず伝えるようにしています。難しい進路を選ぼうとするほど不安に駆られますが、一度きりの人生なのだから、自分のポテンシャルを信じて、自分がどういう人になりたいか自分の声を素直に聞いて、決めたら徹底的に取り組むとよい、

努力の方向さえ間違っていなければ、結果が出るのは早いか遅いかの違いだけだ、ということ伝えていきます。

いつか、人々のために奮闘する弁護士になりました、と言ってくる人が現れること楽しみにしています。

## 『原発をとめた裁判長そして原発をとめる農家たち』の自主上映会 & 講演 樋口英明元福井地裁裁判長 近藤恵二本松営農ソーラー代表

【日時】2023年9月10日(日) 12:30開場~16:40終了

【場所】ウイルあいち(地下鉄名城線「名古屋城」駅 2番出口より東へ徒歩約8分)

### 原発関連

原爆被害を受けたわが国で、原子力発電は人類の科学知見の平和利用の結果であるとして積極的推進論が優勢な時代がありました。それが妥当だったか？

わが国で初めて原発運転差止を命じたのは、北陸電力の志賀原発2号機についての金沢地裁2006年(H18)3月24日判決(井戸謙一裁判長)でした。2011年(平成23)、日本中が福島第1原発の重大事故を目撃しました。2014(H26)5月21日、福井地裁は、関西電力の福井大飯発電所の3、4号機の運転差止め判決を言い渡し(樋口英明裁判長)、また2015年4月14日、高浜原発3、4号機の運転差止め命令を発しました(前同裁判長)。その後、運転差止を命じるごく少数の下級審の裁判がありましたが、差止めを認めない裁判例が圧倒的多数です。

福井地裁樋口裁判長はなぜ原発運転差止の結論に至ったのか、判決への考え方をご本人の口からお話しいただきます。当日はわかりやすいパンフレット(800円)も準備します。

### エネルギー問題・農業問題

エネルギー問題と農業問題の克服に向け、福島県二本松で営農ソーラー活動を行う近藤恵氏の思いと実践的なお話をうかがいます。

今夏の世界的猛暑、異常気象・・・近々の内に地球温暖化限界「1.5度目標」に到達してしまう危機が示唆されています。緊急の環境問題、エネルギー問題に迫る課題です。

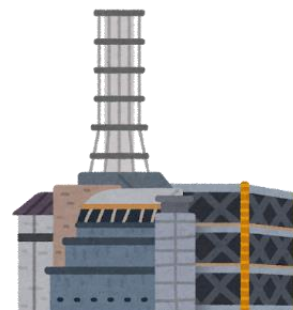
皆様のご参加をお待ちしています。

\*映画予告編 <http://saibancho-movie.com/>

\*前売券(1,000円)は当事務所でも取扱中。お問い合わせ下さい。

(文責 NPO地域資源ネットワーク・あいち理事 小島高志)

※詳細は同封のチラシをご覧ください。



今年のゴールデンウィークは、オランダの首都・アムステルダムで過ごした。帰国を翌日に控えた5月4日の夕方、ゴッホ美術館からの帰り道で私はもう一度、王宮とダム広場に行こうと思いついた。そこはアムステルダムの観光の中心地とされているが、私は初日にちょっと寄っただけだったのだ。

近くまで行くとどうも様子がおかしい。とにかくすごい人だ。道路にまで人があふれていて、トラムが立ち往生している。また王宮と広場が高さ1メートルほどのフェンスで囲まれており、近づくことができない。よく見ると、ペンダントのようなものを配っている人たちがいる。私はその中の一人に「何が起きるのですか」と尋ねた。すると「今日は国民の日です。夜の8時から2分間の黙祷をします」とのことだった。私は、「私は日本人です。今日のことは始めて知りました。教えてくださいありがとうございます」と言ってホテルに戻った（以上の会話はすべて英語）。

ホテルに戻るとロビーに張り紙がしてあった。「お客様へ 今日の夜8時から、第二次世界大戦で亡くなった人たちを称えるため、2分間の黙祷をします。ぜひ参加し、哀悼の意を表しましょう。」

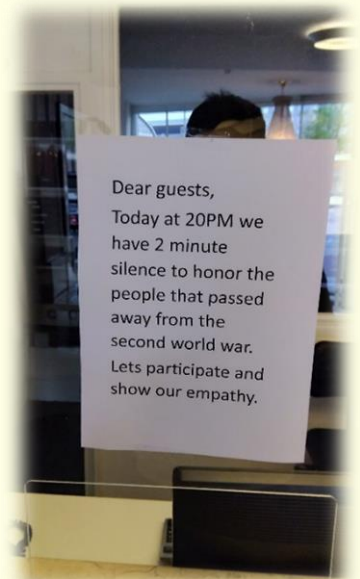
私は部屋に戻り、インターネットで調べてみた。つまりこういうことだったのだ。オランダは1940年5月から1945年5月5日までナチス・ドイツによって占領された。ホテルの近くにあるアパートを隠れ家に使っていたアンネ一家がナチスによって強制収容所に送られたのは1944年のことだ。そのアパートは当時のまま保存され、「アンネ・フランクの家」として一般公開されている。オランダはこの5月5日を解放記念日としている。そして前日の4日を追悼の日とし、午後8時から2分間の黙祷を行うのだ。



アムステルダム中央駅

夜の8時が近づいてきた。私はもう一度、ダム広場に行こうとも考えた。おそらくものすごい数の人が集まっているのだろう。しかし私はそうしなかった。やはりロビーの張り紙が印象に残っていたのだ。

8時になった。私はロビーに降りて行き、ホテルの従業員の方といっしょに2分間の黙祷をした。全くの偶然ではあったが、オランダの解放記念日を体験できて本当によかった。



憲法カフェのご案内☕

毎月第4月曜日午前10時～12時 参加費：500円

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士 場所：セミナールーム

次回、8月28日(月)は、参加者の皆さんからのご要望が多かった、「ウクライナ問題」です。どなたでもお気軽にご参加ください。予約不要です。

- ◆直近の憲法カフェ◆ 22回 2023年4月24日 司法権の独立
- 23回 6月26日 外国人の人権
- 24回 7月24日 マイナンバーカード



22～24回 参加者アンケートより

- ・司法の独立がいかに大切か理解できました。
- ・外国人の方への不当な対応を改善するには、結局日本人への対応も変える必要があることがわかりました。
- ・マイナンバーカード制度は、個人情報保護法違反の可能性があることがわかりました。
- ・マイナンバーカードの裏情報が少しわかってきました。



会員さん  
より一句

「昨晚は踊るアホウに飛び入りし 不思議と今朝は体の軽し」

法律倶楽部会員 能登 正嗣さん

## つるま法律倶楽部バスツアー 四国への旅行より 法律倶楽部会員 小原 邦明さん

5月27日から29日まで、法律倶楽部のバスツアーに参加しました。とても楽しい旅行でした。行きも帰りもバスの中も、観光中も食事もです。行き先がいったことのない四国と聞いて、即申し込みしました。

バスの中では、ベテランのガイドさんが添乗しました。ユーモアを交えての話にバスの中は和やかな雰囲気となり、一路西へ。途中高速道路では日本の中心「子午線」の標識を写真に収め、明石海峡大橋を渡りながら、人類の偉大な建造物が私たちの旅行を助けてくれているのだとはっきり理解できました。

鳴門海峡の渦を見に行きましたが、潮の流れが小さかったようで豪快な渦は見れませんでした。45メートル下の海面には小さな渦がいくつか見えました。

香川県に入り、最初に訪れた大塚国際美術館は、その大きさ、展示絵画の多さ、内容の充実さにびっくりしました。1998年ころに徳島県に「美術館ができた」とは建築雑誌などで見たことはあります。しかし、これほどの規模を持ったものとは思っていませんでした。もう一度時間をしっかりとって鑑賞したいと思います。

夕食もまたユニークでした。さすが「うどん」の県香川、おいしいうどん定食をいただきました。早めの夕食の後、久保さんの生家であるホテルアストリアにチェックイン。現在は久保さんの姪夫婦が営んでいるそうです。その後、皆さん、阿波踊り会館で阿波踊りに興じ、数名は、ロープウェイで展望台に上り夜景を楽しみました。私は、酒も飲んだので眠気が来て早々に睡眠に入りました。

二日目、最初に訪れた屋島寺の展望台では、少々曇りがかかって絵葉書の写真のようにはいきませんでした。島々が点々と広がっていて壮観でした。ここは霊場第八十四番所で、838年前の源平の闘いのあったところです。どのように戦（いくさ）が行われたのか想像します。

次に訪れたのは、栗林公園です。きれいに手入れされた千本以上の黒松が見事。植木の手入れに興味もあり、よく見て回ろうと思ったのですが、時間がない。小ささまざまな昔からの松が植えられていて、幹も枝形も様々。池には季節にピッタリのショウブが紫の花を咲かせていました。離れた池には錦鯉、スッポンも見ました。

栗林公園を後にして、高松港からフェリーに乗り小豆島に移動しました。波のない水面を縦揺れも横揺れもなく小豆島の土庄港へ。ホテルは、小豆島国際ホテルです。

ホテルの目の前にあるエンゼルロード（干潮の間だけ歩ける）を歩き小島へ。ここは恋人たちの場所なのか、対岸から見るとたくさんの白い丸いものが。近づくと木の枝にホタテ貝の貝殻がつるされていました。潮がだんだん上がってきてエンゼルロードも水没し波が小さな白波を立てます。水の中を歩く若い人達もいました。

ホテルの会食で、皆さんの近況報告、参加の感想などが話されました。皆さん楽しそう。島の歴史に関することや経験なども話されました。

最終日、朝の二日酔いはありません。爽快です。

小豆島オリーブ園では、小豆島は日本で初めての産業用のオリーブ発祥の地、100年以上の歴史になります。と説明がありました。なぜかここにイサムノグチの遊具彫刻と照明器具が展示されていました。高松産の「花こう岩」用いたことから高松にアトリエを構えることになったとのこと。様々な繋がりがありますね。

次は二十四の瞳映画村に行きました。バスの外に出たら、磯のかおりがしました。本当に小さな映画村です。何度も見ている映画ですが、現場は初めて。外国からの観光者もありました。売店の前に海からつながった巾1・5mくらいの排水溝がありましたが、その中にたくさんの「鯛」が泳いでいます。なぜか海から入ってきて、人に慣れていてエサをねだります。瀬戸内はそれほど漁場が豊かなんですね。

小豆島フェリーで帰路につきました。1・5時間ほど乗りますが、水面は全く静か。客室の仕切りガラススクリーンの隣に座り、昼食をとりました。エンジン音だけがします。スクリーンのガラスが「ガタガタ」なるので、見たらバンソコウが2か所貼ってあります。最新のフェリーでもこんなことがあるんだとちょっとワクワクします。きっと優しい人が貼ったんだらうな、そう思いながら私も「つまようじ」を両サイドにはめ込み「ガタガタ」を止めてあげました。

あとは観光バスで帰るだけ。

長い時間ガイドしていただいたガイドさんに、また同じように安全運転をして下さった運転手さんに、また先々の進行を気持ちよく手配して下さった添乗員さんに感謝。全行程の走行距離は800kmを超えとか。今度はどこだらうな？また参加したいな。次回も楽しく行きましょう。



# つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

## ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日10時～17時30分

第2土曜日(10時～12時),第4土曜日(13時～15時)

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約(受付時間 平日9時～17時30分)をお願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

### セミナールームでの土曜無料法律相談

|          |             |                               |              |          |
|----------|-------------|-------------------------------|--------------|----------|
| 遺言・相続・後見 | セミナー<br>ルーム | 第1、第3土曜<br>13時～15時<br>1人40分程度 | 弁護士<br>小島 高志 | 前日までに要予約 |
|----------|-------------|-------------------------------|--------------|----------|

<昨今の保険業界騒動について> ビックモーターが世間を騒がせています。しかしビックモーターに限らず、我々プロ代理店は、報道されていない日常的な保険契約不適切行為に巻き込まれています。この問題に対し、弊社も加盟している「日本損害保険代理業協会」では、大手自動車販売店やディーラーに対し実際に行われた保険契約に関する不適切募集行為を具体的に示し、注意喚起文書を定期的に送っています。しかし根本的な問題として、大手に対し適切な指導を怠りこのような状況にした保険会社こそ、襟をただしていただきたい。

皆様も皆様自身の不利益につながる行為が行われていることに関心を持ち、注視していただきたいと思えます。  
みらい保険事務所 仲野 丘人

## 低山歩こう会

<開催日> 2023年10月1日(日)

<目的地> 池田山 <参加費> 5,000円/人  
参加される方は事務所までご連絡ください。  
御器所からマイクロバスを出す予定です。

### つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度(2023.6～2024.5)年会費納入の郵便局振込用紙を同封させていただきます。既にお支払い頂いている会員さんには同封していません。ご確認をお願いいたします。昨年度より、振り込み用紙を使って郵便局で現金で振り込む場合、窓口及びATMいずれの場合も110円の手数料がかかります。通帳またはカードからの支払いの場合はかかりません。宜しくをお願いいたします。尚、一般社団法人権利擁護支え合うびーぷるへの移行をご希望の方は事務局までご連絡ください。

#### —— 編集後記 ——

今年の8月は、2日と31日が満月です。同じ月に満月が2回巡ることをブルームーンといいます。(いくつか定義あり)。31日の満月は、1年の満月で一番大きい満月、スーパームーンでもあります。今年は2月6日が最も小さな満月でした。31日の満月は2月6日の満月より視直径が約14%も大きいそうです。見上げてごらん夜の満月を。 O.N

## 鶴舞綜合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地  
エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

